

これまでの成果と今後の課題について

- ・前回の答申(平成24年2月)において示された今後の方向性が、下記『答申の4つの柱』の(1)～(4)となっています。
- ・答申の4つの柱をより具体化したものが、現在の『基本方針』となります。
- ・この資料では、各基本方針ごとに『成果・課題』の整理・評価を行っております。

「成果・課題」を元に、議論の基盤テーマを事務局(案)として取りまとめました。



| 答申の4つの柱 | 基本方針 | 成果・課題 | 議論のポイント(案) |
|------------------------|-----------------------|---|---------------------------------------|
| (1)住民主体のまちづくりをめざして | ①地域と隣保館等の役割分担の明確化 | 目的：住みよい地域社会実現のためには、「地域のことは地域で行う」という住民意識が不可欠(自主的な住民活動) 成果：指定管理者制度の導入により、運営が地域NPOに委ねられ、隣保館等を中心として、地域住民が一体となった地域主体のまちづくりに取り組む土壌が形成された | 「開かれた」隣保館等に向けた 交流・利用の活性化 |
| | ②自主的な住民活動によるまちづくりへの取組 | 目的：住民主体のまちづくり、自主的な住民活動意識の向上に導く仕掛け役として期待される隣保館等にしていくための推進力を高める取り組みが必要 成果：予算と権限を地域(NPO)に委ね、NPO職員の資質向上に努めることで、会館運営を担う地域NPOと地域住民が一体となってまちづくりに取り組むことが可能となった | |
| | ③隣保館等運営委員会の活性化 | 目的：隣保館等周辺地域に偏りがちな事業を広域利用を展開すべく、小・中学校区まで広げた関係者・団体の参画を求め、多様な意見を取り入れる 成果：小学校区(館によっては中学校区)まで対象を広げ、各町内会や子ども会・老人会・PTAなど関係団体を委員に迎え、様々な意見を伺う機会を積極的に設けた 課題：地域の実態に応じた多様な意見を反映できるよう努めているが、今後も引き続き、より意見のしやすい環境を整えるとともに、実際に事業等に反映できる仕掛けづくりが求められている | |
| (2)隣保館等の運営と職員の適正配置について | ①事業委託への移行 | 目的：行政運営の効率化や市民サービス向上の観点からアウトソーシングによる「民間活力」を活用し、地域の自主自立の観点からも地域NPOに委ねていくべきである 成果：平成27年度より先行して二つの館が、残りの館は令和元年度から指定管理者制度を導入し、その運営が地域NPOに委ねられたことから、隣保館等を中心とした地域住民と一体となった住民主体のまちづくりの土壌が形成された | 「開かれた」隣保館等に向けた 相談事業の新たな展開 |
| | ②指定管理への移行 | | |
| | ③職員の適正配置 | | |
| (3)隣保館等の活性化をめざして | ①住民・地域交流の促進 | 目的：周辺の地域住民との交流を活発化させることで、隣保館等の認知度を向上させ、利用者の向上など活性化を図る 成果：会館だよりの配布範囲の拡大、ホームページの閲覧数の向上など、積極的な情報提供に努め、独自のアイデアを駆使した提案事業を展開し、周辺の地域住民との交流を促進するなど、各隣保館等が地域の実情に応じ様々な取り組みを実施しており、指定管理者制度に移行した成果が現れ始めている 課題：まちづくりセンター等との連携・交流による取組を行っているが、さらなる利用者拡大という点においては工夫や認知度向上に向けた仕掛けが必要であり、情報を広く効果的に発信していく工夫が求められている | 「開かれた」隣保館等に向けた 教育・啓発のさらなる充実 |
| | ②教育、文化の向上をめざして | 目的：「地域住民の教養文化を高め、自立を促すこと」を目的に各種講座や事業を実施 成果：アンケート調査などから住民ニーズに応じた講座等の企画を実施 課題：同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決をめざす視点とともに、住民交流やいきがづくりといった地域コミュニティの活性化につなげる事業が求められており、さらに今後は「より開かれた隣保館等運営」をめざすことから、市域全体を視野に入れた幅広い利用者の獲得に努めていくことが求められている | |
| | ③児童・生徒の自主的な仲間づくりの推進 | 目的：部落解放のための意欲および実践力を養うことを目的とした仲間づくり活動を行う 成果：地域学習や人権学習、共同制作などの仲間づくり活動を通して、地域に誇りや愛着を持ったり、館行事や高校生集会等で自らの思いを話したりする姿が見られる 課題：自主活動学級や子ども会活動等の運営に、地元大学生や地域ボランティアの参画が十分とは言えず、めざしている自主的な運営にまで至っていない | |
| | ④地域福祉・相談体制について | 目的：地域福祉の活動拠点として、関係機関との連携や事業展開、そして調整役としての役割を果たすことが求められている 成果：地元精通したNPOの利点を活かし、様々な地域の課題を掘り出し福祉相談事業を展開している 課題：今までに得たスキルを市域全体に展開し、多様化する人権問題やこれからはますます増える高齢者問題など地域福祉に寄与していくことが求められている | |

| | | |
|------------------------|-----------------------------------|--|
| <p>(4)教育・啓発の推進について</p> | <p>①各関係機関との連携・協働による教育・啓発事業の実施</p> | <p>目的：人権教育・啓発の拠点として、人権センターやまちづくりセンター等と連携を図り、様々な人権課題解決のための取組を地域との協働により実施することが必要</p> <p>成果：各隣保館等及び各関係機関における人権講座等の教育・啓発事業に取り組んでいる。</p> <p>課題：人権センターやまちづくりセンター等と連携を図りながら行っている事業をさらに拡大し、様々な人権課題解決のため、より一層の連携や協働を促進させることが求められる</p> |
|------------------------|-----------------------------------|--|

